

1 分権型社会の実現

地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)

(都所管局 財務局・総務局・主税局)

- (1) 地方税財政制度の抜本的改革を、地方分権に資するよう、早急に実現すること。
- (2) 地方消費税の充実を含めた地方税源の拡充を図るとともに、地方の自立につながる、地方税体系を構築すること。
- (3) 地方の実態を踏まえた、必要かつ十分な地方交付税総額を確保すること。

<現状・課題>

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

そのためには、国から地方への権限移譲、国の手続的関与の廃止・縮小等と併せて、国と地方の税財政制度を抜本的に見直し、一層の地方分権を進める必要がある。

地方分権改革を進めることに伴い、地方の役割が更に高まることは明らかであるが、改めて必要なことは、自立した地方が地域の課題に自主的に取り組めるよう、地方自治体の課税権や受益と負担の関係などを踏まえ、権限に見合った財源を確保することである。

平成26年度税制改正では、消費税率が引き上げられたが、法人事業税の暫定措置の復元は一部にとどまるとともに、地方の重要な基幹税である法人住民税の一部が地方法人税として国税化され、地方交付税の原資とされた。さらに、消費税率10パーセント段階では、地方法人特別税を廃止するとしたものの、他の偏在是正措置を講ずるなど幅広く検討を行うこととされ、さらに、地方法人税の拡大を行うこととされた。こうした偏在是正措置の拡大は、地方の自主財源である地方税の拡充につながらず、これまで着実に進めてきた地方分権の推進に対して逆行するものである。

地方の役割を十分に踏まえた地方税財政制度の構築に向けては、地方消費税の充実を含めた地方税源の拡充に加え、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能を適切に発揮させるため、必要かつ十分な地方交付税総額を確保する必要がある。また、その手法についても、法人住民税の地方交付税原資化のような手法ではなく、総体としての地方の税財源を充実強化する方向で改革を進めていくべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 地方の真の自立を確立するため、地方が担う事務と責任に見合うよう、国から地方への税源移譲を推進し、地方税源の拡充を図ること。また、安定的な財源である地方消費税について、税率を引き上げること。
- (2) 税制の見直しに際しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、地方分権に資する地方税体系を構築すること。受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平的財政調整については、行わないこと。
- (3) 地方の実態を踏まえ、適正な財政需要に基づく、必要かつ十分な地方交付税総額を確保するとともに、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能を堅持すること。

2 都市の財源を狙い撃ちした偏在是正措置の廃止 及び地方税への復元

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

- (1) 法人事業税の不合理な暫定措置を確実に廃止し、法人事業税として復元すること。
- (2) 地方法人税は速やかに撤廃し、法人住民税に復元すること。
- (3) 都市の財源を狙い撃ちした他の偏在是正措置の導入は行わないこと。

<現状・課題>

平成20年度税制改正において、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として導入された、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、平成26年4月に消費税率が引き上げられ、暫定措置創設時に予定していた地方消費税及び地方交付税原資の充実が実現したにもかかわらず、平成26年度税制改正における法人事業税への復元は、一部に止まることとなった。この暫定措置は、地方の重要な基幹税である法人事業税の一部を国税化し、地方に配分するものであるが、そもそも法人事業税は、法人の事業活動と地方自治体の公共サービスとの幅広い受益関係に着目した税であり、これを国が他地域に再配分することは、受益と負担の観点から見て不合理であるばかりか、憲法の定める地方自治を国自ら侵害することに他ならない。

また、地方消費税の引上げにより、地方交付税の不交付団体には需要を超える税収増が生じ、地方団体間の財政力格差が拡大するとの論から、平成26年度税制改正において、法人住民税の一部が地方法人税として国税化され、その税収は地方交付税原資に繰り入れられることとなった。

消費税率10パーセント段階においては地方法人特別税を廃止するとしたものの、現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど関係する制度について幅広く検討すること、また、地方法人税の拡大を行うこととされ、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得ることとされた。

さらに、本年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2015」では、地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずることが明記されており、こうした不合理な偏在是正措置が拡大される恐れもある。

これらの措置は、地方の自主財源である地方税の拡充につながらないばかりか、地方の税源涵養インセンティブを損ない自主的な努力を阻害するものであり、これまで着実に進めてきた地方分権の流れに大きく逆行する措置である。そのため、

こうした不当な偏在是正措置は速やかに廃止し、地方税へ復元されなければならない。

現下の都政には、日本全体を牽引する施策を積極的に展開するとともに、2020年のオリンピック・パラリンピックを見据え、東京の魅力を一層高めていくことが求められている。同時に、都民の安全・安心を確保するため、防災力の高度化に向けたハード・ソフト両面での取組、急速に進展する少子高齢化への対応など、喫緊の課題に果敢に取り組んでいかなければならない。このような状況で東京の財源が不当に吸い上げられれば、東京の活力が削がれるばかりでなく、我が国全体にとって利益とならない。

こうした中、地方財源の不足に対しては、地方消費税の拡充や地方交付税の法定率の引上げなど、総体としての地方税財源の充実強化で対応すべきであり、都市の財源を奪う他の偏在是正措置を講ずるべきではない。

<具体的要求内容>

- (1) 不合理な手段で東京の財源を奪う法人事業税の暫定措置は、消費税率10パーセントへの引上げを待つことなく、速やかに廃止し、法人事業税として復元すること。
- (2) 地方法人税は速やかに撤廃し、法人住民税に復元すること。
- (3) 都市の財源を狙い撃ちした他の偏在是正措置の導入は行わないこと。

3 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

法人実効税率の引下げに当たっては、国の責任において税率を引き下げることとし、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

<現状・課題>

平成27年度税制改正において、成長志向に重点を置いた法人税改革として法人実効税率の引下げが行われ、平成28年度の法人実効税率は31.33パーセントとなった。さらに、平成28年度以降の税制改正において20パーセント台まで引き下げることを目指すと言われていたが、その代替財源は未だ明らかにされていない。

地方自治体は産業振興、雇用対策、警察・消防のほか社会資本の整備など多くの行政サービスを担うとともに、国の成長戦略とも連動しながら、地方独自の施策を展開することで、日本経済再生に取り組んでいる。地方法人課税は企業の生産活動を支えるこれらの公共サービスに必要な財源を賄うため、法人に応分の負担を求めるものであり、地方の重要な基幹税として不可欠なものである。

法人実効税率の引下げは、日本の国際競争力の強化に資するものと考えられるが、こうした地方自治の原則を踏まえれば、実効税率の引下げは国の責任において対応すべきであり、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないよう、国の責任において確実に代替財源を確保すべきである。

<具体的要求内容>

法人実効税率の引下げに当たっては、国の責任において税率を引き下げることとし、税率引下げにより地方自治体が減収となる場合には代替財源を確実に確保し、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

4 地方法人課税の分割基準の適正化

(提案要求先 総務省)

(都所管局 主税局)

(1) 大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。

(2) 地方法人課税の分割基準の不合理的な見直しを行わないこと。

<現状・課題>

平成27年度与党税制改正大綱において、分割基準のあり方について検討することが明記され、総務省の地方法人課税のあり方等に関する検討会において見直しに向けた議論が進められている。

分割基準は、複数の地方自治体に事務所等をもつ法人について、課税標準である所得等を関係自治体間で配分するための基準であり、法人が自治体から受ける行政サービスの対価として税を負担するという応益原則に基づき、各自治体における事業活動の規模を適切に反映したものでなければならない。

一方で、法人事業税の分割基準については、これまで幾度にもわたり、社会経済情勢の変化等を名目としつつも、実質的には財政調整を目的とする大都市に不利益な改正が行われてきた。現在の基準は法人の事業活動の規模を的確に反映したものとなっておらず、今後再び見直しが行われるとすれば、分割基準の本来の目的から更に逸脱し、大都市の税収を地方に配分する不合理なものとなるおそれがある。

分割基準を財政調整の手段として用いることは、行政サービスの受益と事業活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせるものであり、こうした不合理的な改正を行うべきではない。

<具体的要求内容>

(1) 法人事業税の分割基準を、従業者数など法人の都道府県ごとの事業活動の規模を適切に反映したものとする。

(2) 地方自治体間の財政調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿を歪める不合理的な改正は行わないこと。